

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3888) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成26年6月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性】</p> <p>投信法では、特定資産の範囲を有価証券、デリバティブ取引にかかる権利、不動産、不動産の賃借権、地上権、約束手形、金銭債権、匿名組合出資持分等に限定している。これは、投資法人及び投資信託(以下「投資法人等」)が主たる投資対象資産とし得る特定資産は、以下の点で投資適格性を有する資産である必要があるからである(実際の特定資産への追加にあたっては具体的な投資ニーズも勘案)。</p> <p>① 専門家等による客観的な価格評価が可能である資産であること(価格評価可能性)</p> <p>② 継続的にキャッシュフローを生み、投資口等に投資する投資家に対し、継続的に収益の還元を行うことができる資産であること(キャッシュフロー創出の可能性)</p> <p>一方、近年、世界的にインフラ投資に対する投資家の関心が高まってきており、諸外国においては、インフラ資産をポートフォリオに加える機関投資家の増加やインフラファンドの上場市場創設、規模拡大が進んでいる。</p> <p>我が国においても、資産多様化の観点から、経済動向等の影響を受けにくい安定的なアセットクラスとしてインフラ投資への関心が高まっており、投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設を日本取引所グループが予定している。</p> <p>従って、上記要件に合致するインフラ資産を特定資産に追加することが適当である。</p> <p>【規制の新設又は改廃の内容】</p> <p>今般の改正においては、投資適格性や具体的な投資ニーズ等を勘案し、再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、又はバイオマス発電に係る設備)及び公共施設等運営権(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく公共施設等運営権)を特定資産に追加する。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条</p>	
想定される代替案	再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権のみならず、動産全般を特定資産に追加する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	事業者において、新たな遵守費用は発生しない。	事業者において、新たな遵守費用は発生しない。
(行政費用)	行政庁(国)において、新たな行政費用は発生しない。	行政庁(国)において、新たな行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	投資適格性を有すると認められる資産を特定資産に追加するため、投資家保護上支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれが小さい。	あらゆる動産について、主たる運用資産とする投資法人等を組成することが可能となるため、運用資産が投資適格性を有しない投資法人等が組成されるおそれがあり、このような投資法人等が組成された場合には、投資家保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれが大きい。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	投資法人等による再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権への投資を容易にすることで、民間資金を活用したインフラ整備に資する。また、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができる。	再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権の他、動産については、特定資産へ追加する具体的なニーズが確認できていないため、便益は本案と同様となる。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案については、特段の新たな費用が発生することなく、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権への投資を容易にすることで、民間資金を活用したインフラ整備に資するとともに、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができる。よって、本案による改正は適当である。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>遵守費用、行政費用及び便益については、本案と代替案は同等と考えられる。しかし、代替案において、投資家保護に支障が生じた場合に発生する社会的費用を考慮すれば、代替案のその他社会的費用は本案を上回ることから、本案が適当と考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	金融・資本市場活性化有識者会合の「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日)において、「市場への資金供給を拡大するための施策の強化に取り組むことを提言する。例えば、東証による上場インフラファンド市場の創設やそのための制度面での支援、JPX日経インデックスファンド400連動商品の開発・普及促進を進めるとともに、PP・PFIの活用、インフラファンドやヘルスケアREITの組成に向けた環境整備、JBIC等における債権流動化等を促進することが有効である。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認められるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		